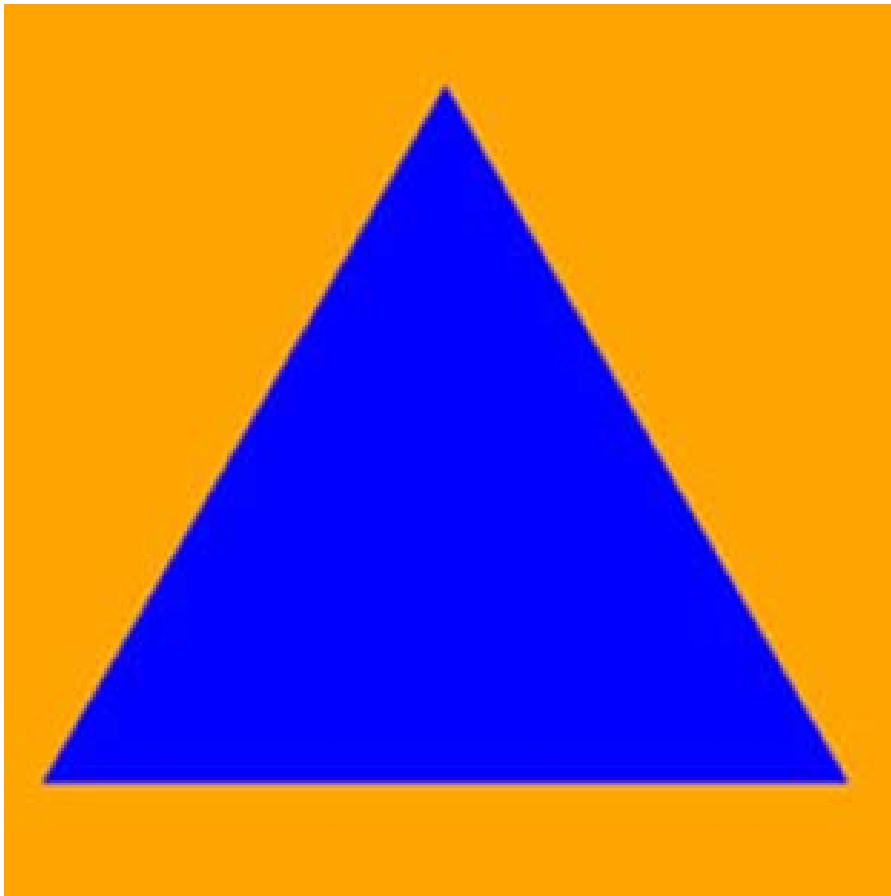


和 泊 町

避難実施要領モデル



国民保護

和泊町避難実施要領モデル

町内において武力攻撃事態や緊急対処事態等の国民保護事案が発生した場合、町は迅速かつ的確に住民を避難させるため、国民保護法第61条により、避難経路、避難手段及び町の体制等、避難に必要な事項を定めた避難実施要領を作成することとされている。

万一、国民保護事案が発生した場合は、可能な限り速やかに避難実施要領を作成する必要があることから、速やかな作成に資するよう、和泊町避難実施要領共通モデルを定め、様々な事案を想定した避難実施要領のパターンを作成するものである。

目 次

1	避難実施要領共通モデル	1
2	弾道ミサイル攻撃	7
3	航空攻撃	9
4	大規模イベント会場への攻撃	11
5	ゲリラ・特殊部隊の攻撃	14
6	着上陸侵攻	18
7	共通的留意事項	21

避難実施要領共通モデル

和 泊 町 長

○月○○日現在

1 事態の状況，避難の必要性

(1) 避難を必要とする事態の状況

ア 発生日時

令和○年○月○日午前・午後○時○分

イ 発生場所

○○地区

ウ 事態の状況等

○○○

(2) 避難が必要な住民等

ア 要避難地域

和泊町全域

イ 要避難者数

○世帯○名

ウ 避難開始日時

令和○年○月○日午前・午後○時○分

(3) 関係機関の避難に関する措置等

ア 国の措置

国の事態の認定，対策本部長による避難措置の指示，その他の措置

イ 県の措置

知事の避難の指示，その他の措置

ウ 自衛隊，海上保安庁等の措置

自衛隊の国民保護等派遣，海上保安庁の避難に関する措置等

2 避難誘導の方法

(1) 避難誘導の全般的方針

避難の対象住民，避難の開始（終了）時期，避難先，避難のための運送手段及び避難誘導に当たり特に留意する事項その他の避難誘導の基本となる事項

（住民を移動させることが，二次災害につながるおそれがあるときには，屋内避難に

についても検討)

(2) 町の体制，職員派遣

ア 町対策本部の設置

町対策本部の設置時期，場所

また，現地対策本部等を設置する場合は，その設置の時期・場所等

イ 町職員の現地派遣

住民の避難誘導等に当たる職員及び消防職員の派遣の時期・場所等

(3) 輸送要領

ア 避難に係る一時避難場所，集合完了時間及び輸送力の配分，避難先等

イ 輸送に当たっての私有車両，私有船舶等の使用規制その他の交通規制等

(4) 避難実施要領の住民への伝達

防災行政無線や広報車等による住民への避難実施要領の伝達方法及び伝達内容

(5) 一時避難場所への移動

ア 避難住民の一時避難場所への移動要領及び移動に当たっての留意事項

イ 要配慮者等の自力避難が困難な者の一時避難場所への移動に対する支援等

(6) 避難誘導の終了

ア 派遣された職員及び消防団は，避難者残留の有無を確認する。

この際，観光客等一時滞在者についても，宿泊施設等の協力を得て，残留者の有無を確認する。

イ 避難の指示に応じない者には，説得に努めることとし，応じない場合は警察官に要請し又町長の権限により避難を指示する。

ウ 避難を完了した家には，確認容易な場所に避難完了マークを張り付ける。

エ 避難を完了した地区については，必要に応じ，警察に要請し，警備を強化する。

(7) 誘導に際しての留意点

ア 誘導に当たる職員及び消防団員は，防火服，腕章，特殊標章等を着用し，携帯電話，警笛等を携行する。

イ 誘導その他の行動に当たっては単独行動を避け必ず2人以上で行動し，不審な事象等を発見した場合は，避難住民及び誘導員の安全を確保した上で，必要に応じ警告・指示を行い又は警察等に通報する。

(8) 住民等に周知する留意事項

ア 爆発音，銃撃音その他の危険な事象が発生又は発生が予測される地点から速やかに離れること。

また，不審な事象又は不審者を発見した場合は，直ちに消防，警察等に通報すること。

イ 防災行政無線，テレビ，ラジオ等の情報を確認し，流言飛語に惑わされることなく，誘導員等の指示に従い落ち着いて行動すること。

ウ 避難開始までの待機又は一時避難場所への移動に際し，努めて隣近所一緒に行動すること。

エ 要配慮者については，一般の住民より避難に時間を要することから，特に迅速な伝達を心がけ，避難時は避難支援プランを活用して支援する。

オ 避難時の携行品は，貴重品，最小限の着替え，日用品及び乳幼児の食品等，必要最小限の物を入れたリュック等を1人1個とし，金銭，貴重品及びパスポート運転免許所等の身分証明書は必ず携行すること。

カ 避難の際は，電気，ガス，水道の元栓を閉め，戸締りを確実に実施すること。

キ 区長，消防団及び民生委員等は，住民等の避難の誘導及び避難住民の確認等について，協力して実施する。

ク 避難対象地区以外の地区の住民は，努めて外出を控え，避難のための交通の確保に協力するとともに，家族との連絡を確保しておくこと。

(9) 安全の確保

ア 避難の誘導に当たる職員及び消防職員等の派遣に当たっては，派遣先及び派遣経路の安全を確認し，警察又は国民保護等派遣の自衛隊とともに派遣する。

3 対策本部各部及び消防本部等の役割

(1) 和泊町国民保護計画による。

(2) 上記以外の特別の役割を付与する場合は，その役割を明記

4 連絡調整先

関係機関		担当部署	連絡先 (Tel)	備考
国の機関等	奄美海上保安部		0997-52-5812	
	航空自衛隊第55警戒隊 沖永良部駐屯地		0997-93-2169	
	危機管理課	危機管理係	099-286-2255	
県の機関等	大島支庁	総務福祉課	0997-57-7218	
	沖永良部事務所	総務福祉課	0997-92-1632	
	沖永良部警察署		0997-92-0110	
	沖永良部バス企業団		0997-93-2054	
指定公共機関等その他の機関	沖永良部島漁業協同組合	組合長	0997-92-3427	
	J A あまみ 和泊事業本部	統括理事	0997-92-1221	
	第1分団	分団長	0997-84-3511	
消防団	第2分団	分団長	0997-84-3511	
	第3分団	分団長	0997-84-3511	
	第4分団	分団長	0997-84-3511	
	第5分団	分団長	0997-84-3511	
	第6分団	分団長	0997-84-3511	
	女性分団	部長	0997-84-3511	
	区等	和泊字	区長	0997-84-3511
和字		区長	0997-84-3511	
手々知名字		区長	0997-84-3511	
上手々知名字		区長	0997-84-3511	
喜美留字		区長	0997-84-3511	
出花字		区長	0997-84-3511	
伊延字		区長	0997-84-3511	
畦布字		区長	0997-84-3511	
国頭字		区長	0997-84-3511	

区等	西原字	区長	0997-84-3511	
	根折字	区長	0997-84-3511	
	玉城字	区長	0997-84-3511	
	大城字	区長	0997-84-3511	
	皆川字	区長	0997-84-3511	
	古里字	区長	0997-84-3511	
	内城字	区長	0997-84-3511	
	瀬名字	区長	0997-84-3511	
	永嶺字	区長	0997-84-3511	
	仁志字	区長	0997-84-3511	
	谷山字	区長	0997-84-3511	
	後蘭字	区長	0997-84-3511	
緊急連絡施設	国頭小学校	校長	0997-92-0301	
	和泊小学校	校長	0997-92-0004	
	大城小学校	校長	0997-92-0075	
	内城小学校	校長	0997-92-0076	
	和泊中学校	校長	0997-92-0030	
	城ヶ丘中学校	校長	0997-92-0302	
	和泊幼稚園	園長	0997-92-0399	
	国頭こども園 幼児部	園長	0997-92-1741	

5 避難住民の受入，救護活動の支援

(1) 避難施設

避難対象 地区(者)	避難 住民数	避難施設		
		施設名	所在地(連絡先)	備考
和泊 小学校区	1956人	和泊小学校 和泊中学校 各字公民館	和泊町和泊920-1 和泊町手々知名130 各字内	
国頭 小学校区	304人	国頭小学校 各字公民館	和泊町国頭2904 各字内	
大城 小学校区	970人	大城小学校 研修センター 各字公民館	和泊町大城650-1 和泊町根折1307-2 各字内	
内城 小学校区	554人	内城小学校 城ヶ丘中学校 各字公民館	和泊町内城516-1 和泊町内城161 各字内	
福祉避難所	259人	和泊町社会福 祉センター	和泊町和泊39-3 (0997-92-2299)	

(2) 救護活動

救護所の設置その他の救護活動

弾道ミサイル攻撃に対する避難実施要領

和泊町長
○月○日現在

1 事態の状況，避難の必要性

(1) 避難を必要とする事態の状況

ア 発生日時（弾道ミサイルの予想到達日時）

令和○年○月○日午前・午後○時○分

イ 発生場所

和泊町全域

ウ 事態の状況等

- ・ 弾道ミサイルの発射の兆候又は発射
（ミサイルの着弾地域の予測，生物剤・化学剤の可能性）

(2) 避難が必要な住民等

ア 要避難地域

町全域

イ 要避難者数

○世帯○名

ウ 避難開始日時

直ちに避難開始

(3) 関係機関の状況等

国は，○日○時，上記事態を武力攻撃と認定し，着弾又は攻撃が予測される鹿児島県和泊町に対し，警報を発令した。

2 避難誘導の方法

(1) 避難誘導の全般的方針

町は，防災行政無線のサイレンその他の通信連絡手段を最大限に活用して，速やかに警報を伝達し，住民を密閉された堅牢な屋内等に避難させる。

(2) 町の体制

ア 国民保護対策本部の設置

本日○時，町長を本部長とする国民保護対策本部を役場内に設置した。

イ 災害対処等の準備

ミサイルによる被害が発生した場合の避難，救護及び災害対処のための準備態勢

を整える。この際、攻撃兵器が、NBC兵器であった場合の対処に留意する。

(3) 住民の避難要領等

ア 直ちに、できるだけ密封されたコンクリート屋内等に避難すること。

この際、エアコン・換気扇を止め、窓等は目張りして外気の流入を遮断するとともに、窓のない中央の部屋等に避難すること。

イ 屋内に避難する余裕がない場合は、できるだけ堅牢な遮蔽物の物陰に隠れること。

この際、ガラス破片が落下するおそれのある建物の下は避ける。

ウ 車両内にいる者は、車両を道路外の場所、やむを得ない場合は道路の左端に駐車して、上記ア・イに準じて避難する。

エ 避難住民の服装は、できるだけ肌を露出しないものとし、マスク等を着用する。

オ 着弾があった現場からは速やかに離れ、以降、着弾後の状況を踏まえて別に示す「避難の指示」に従い行動する。

3 対策本部各部及び消防本部等の役割

(1) 和泊町国民保護計画による。

(2) 上記以外の特別の役割を付与する場合は、その役割を明記

4 連絡・調整先

避難実施要領共通モデルに準ずる。

5 避難住民の受入れ、救援活動の支援

(1) 避難施設

避難実施要領共通モデルに準ずるほか、最寄りの堅牢な建物内に避難する。

(2) 救援活動の支援

避難実施要領共通モデルに準ずる。

航空攻撃に対する避難実施要領

和泊町長
〇月〇〇日現在

1 事態の状況，避難の必要性

(1) 避難を必要とする事態の状況

ア 発生日時（航空攻撃の予想日時）

令和〇年〇月〇日午前・午後〇時〇分

イ 発生場所

和泊町全域

ウ 事態の状況等

- ・ 警告を無視した航空機の編隊の接近等，航空攻撃の兆候
（航空攻撃対象地域の予測，生物剤・化学剤の可能性）

(2) 避難が必要な住民等

ア 要避難地域

町全域

イ 要避難者数

〇世帯〇名

ウ 避難開始日時

直ちに避難開始

(3) 関係機関の状況等

国は，〇日〇時，上記事態を武力攻撃と認定し，着弾又は攻撃が予測される鹿児島県和泊町に対し，警報を発令した。

2 避難誘導の方法

(1) 避難誘導の全般的方針

町は，防災行政無線のサイレンその他の通信連絡手段を最大限に活用して，速やかに警報を伝達し，住民を密閉された堅牢な屋内等に避難させる。

(2) 町の体制

ア 国民保護対策本部の設置

本日〇時，町長を本部長とする国民保護対策本部を役場内に設置した。

イ 災害対処等の準備

航空攻撃による被害が発生した場合の避難，救護及び災害対処のための準備態勢

を整える。この際、攻撃兵器が、NBC兵器であった場合の対処に留意する。

(3) 住民の避難要領等

ア 直ちに、できるだけ密封されたコンクリート屋内等に避難すること。

この際、エアコン・換気扇を止め、窓等は目張りして外気の流入を遮断するとともに、窓のない中央の部屋等に避難すること。

イ 屋内に避難する余裕がない場合は、できるだけ堅牢な遮蔽物の物陰に隠れること。

この際、ガラス破片が落下するおそれのある建物の下は避ける。

ウ 車両内にいる者は、車両を道路外の場所、やむを得ない場合は道路の左端に駐車して、上記ア・イに準じて避難する。

エ 避難住民の服装は、できるだけ肌を露出しないものとし、マスク等を着用する。

オ 着弾があった現場からは速やかに離れ、以降、着弾後の状況を踏まえて別に示す「避難の指示」に従い行動する。

3 対策本部各部及び消防本部等の役割

(1) 和泊町国民保護計画による。

(2) 上記以外の特別の役割を付与する場合は、その役割を明記

4 連絡・調整先

避難実施要領共通モデルに準ずる。

5 避難住民の受入れ、救援活動の支援

(1) 避難施設

避難実施要領共通モデルに準ずるほか、最寄りの堅牢な建物内に避難する。

(2) 救援活動の支援

避難実施要領共通モデルに準ずる。

大規模イベント会場等を対象とした爆破テロ等に対する避難実施要領

和 泊 町 長

○月○日現在

1 事態の状況，避難の必要性（考えられる事態の例）

○日○時，○○体育館において，爆発物と思われる大規模な爆発が発生し，○○体育館の観覧席が一部崩壊して多数の死傷者が出ている模様。また，化学剤が散布されたとの未確認情報がある。

2 避難誘導の方法

(1) 避難誘導の全般的方針

ア 事態発生直後の退避

町長は，体育館から半径1000mの地域に警戒区域を設定し，同地域内の住民等に退避を指示し，すみやかに地域外に避難させる。

この際，警戒区域の外周上の要点に避難所・救護所及び化学剤による汚染を除染できるように除染所を設置して，避難住民等の誘導及び救助を実施する。

イ 事後の避難

被害地域の拡大及び長期化が予想される場合は，警戒区域を更に拡大するとともに，区域内の観客，住民等により避難を指示して安全な地域に避難させる。

また，状況により，当該区域以外の住民等に対しても外出の自粛を要請する。

(2) 町の体制，職員派遣

ア 緊急対処事態対策本部の設置

本日○時，国の指定に基づき，町長を本部長とする緊急対処事態対策本部を役場に設置した。

なお，副町長を長とする現地調整所を○○公民館に設置する。

イ 職員の現地派遣

警戒区域外の要所に避難所を設置して，職員及び消防を派遣し，避難の誘導及び救助を実施する。

ウ 避難場所に救護所を設置して，○○地区医師会救護班を派遣する。

エ 警戒区域内（発生場所を含む）の避難誘導及び化学剤除染等のため，自衛隊の国民保護等派遣の要請を県に要請する。

(3) 避難の方法

ア 事態発生直後の退避

① 爆発音又は銃撃音のする地点から離れるように，風下方向に避難する。この際，警戒区域の外周までは，徒歩により避難する。

- ② 自力避難が困難な者又は安全に避難できない者は、誘導員による避難の誘導があるまで、近隣の堅牢な建物等のつとめて上の階に避難する。
- ③ 県道○号線を主要避難経路として、警察等に対し優先的に安全の確保を要請する。
- ④ 警戒区域の外側の要所に設置した避難所・救護所において、避難者の受入・識別及び応急救護を実施する。
- ⑤ 化学剤による汚染の兆候を示す者に対しては、他の避難住民等と隔離し除染及び応急治療を実施する。
- ⑥ 避難所・救護所には避難用のバス・救急車等を配置し、所定の避難施設、病院等に搬送する。

イ 事後の避難

- ① 被害地域の拡大及び長期化が予想される場合は、警戒区域を更に拡大するとともに、区域内の住民等に避難を指示して安全な地域に避難させる。
- ※ 避難輸送計画は、本事態に該当すると判断されている全ての地区・住民等を対象に、集落等の単位で住民数（要援護者の数）、所要輸送力、避難集合場所、避難経路等を計画しておく必要がある。
- ② 状況により、当該区域外の住民等に対し外出の自粛を要請する。

(4) 退避の指示及び避難の指示の住民への伝達

- ア 防災行政無線や広報車等により退避（避難）の指示を住民に伝達する。
この際、近隣の大規模施設や区長等に対しても電話等で伝達し、住民への確実な伝達と錯誤の防止を図る。
- イ 観光客や外国人に対しても確実に伝達できるよう、集客施設、宿泊施設及び観光協会、国際交流協会等へ伝達する。
- ウ 報道事業者に、退避の指示の内容を提供し放送を要請する。

(5) 安全の確保

- ア テログループが潜伏している可能性がある場合は、町職員、消防による避難誘導は、警戒区域から外側の地域とし、警戒区域内の避難誘導は、警察及び自衛隊に要請する。
- イ 化学剤のおそれがある場合は、避難誘導にあたる職員及び消防職員に防護服を着用させ、又は除染後の誘導を実施させ、二次被害の発生を防止する。

3 各部の役割

- (1) 和泊町国民保護計画による。

(2) 上記以外の特別の役割を付与する場合は、その役割を明記

4 連絡調整先

避難実施要領共通モデルに準ずる。

5 避難住民の受入，救援活動の支援

避難実施要領共通モデルに準ずる。

ゲリラ・特殊部隊の攻撃の場合

和泊町長
〇月〇〇日現在

1 事態の状況，避難の必要性

(1) 避難を必要とする事態の状況

ア 発生日時

令和〇年〇月〇日午前・午後〇時〇分

イ 発生場所（又は，発生施設）

〇〇地区

ウ 事態の状況等

- ・ ゲリラ・特殊部隊の潜入・潜入拠点の構築
- ・ 重要な生活関連施設の破壊

(2) 避難が必要な住民等

ア 要避難地域

和泊町〇〇地区

イ 要避難者数

〇世帯〇名

ウ 避難開始日時

令和〇年〇月〇日午前・午後〇時〇分

(3) 関係機関の避難に関する措置等

ア 国は，〇日〇〇時，和泊町〇〇地区にゲリラが潜入したと判断し，同地区の住民の避難について，鹿児島県知事に避難措置を指示した。

イ 知事は，〇日〇〇時，和泊町〇〇地区の住民に対し，避難を指示した。

ウ 県警察は，同地区に通ずる道路を封鎖し，ゲリラの捜索を実施中である。

エ 知事の要請により，陸上自衛隊〇〇部隊が国民保護等派遣を実施する。

2 避難誘導の方法

(1) 避難誘導の全般的方針

町は，警察・自衛隊により，避難路の安全を確保した後，〇〇地区の住民を〇〇市へ避難させる。

(2) 町の体制，職員派遣

ア 緊急事態対策本部の設置

本日午前〇時〇分、町長を本部長とする緊急対処事態対策本部を役場内に設置した。なお、現地対策本部を〇〇地区に設置した。

イ 職員の現地派遣

自衛隊の派遣部隊とともに各一時避難場所に職員を派遣し、区長及び消防団と協力し、避難住民の確認及び誘導を実施する。

(3) 輸送要領

ア 各地区の一時避難場所、集合完了時間及び輸送力の配分、経路等

イ 〇〇集落については、一時避難場所までは、自家用車の使用を許可する。

また、武装工作員の潜入地域に近い〇〇集落については、警察・自衛隊が各家を戸別に訪問し、警察・自衛隊の車両により一時避難場所に避難させる。

ウ 避難経路が遮断された場合は、別に計画するところにより、海上保庁の巡視船又は自衛隊のヘリコプターにより避難させる。

(4) 避難実施要領の住民への伝達

防災行政無線や広報車等による住民への避難実施要領の伝達方法及び伝達内容

(5) 一時避難場所への移動

ア 避難住民の一時避難場所への移動要領及び移動に当たっての留意事項

イ 要配慮者等の自力避難が困難な者の一時避難場所への移動に対する支援等

(6) 避難誘導の終了

ア 派遣された職員及び消防団は、避難者残留の有無を確認する。

この際、観光客等一時滞在者についても、宿泊施設等の協力を得て、残留者の有無を確認する。

イ 避難の指示に応じない者には、説得に努めることとし、応じない場合は警察官に要請し又町長の権限により避難を指示する。

ウ 避難を完了した家には、確認容易な場所に避難完了マークを張り付ける。

エ 避難を完了した地区については、必要に応じ、警察に要請し、警備を強化する。

(7) 誘導に際しての留意点

ア 誘導に当たる職員及び消防団員は、防火服、腕章、特殊標章等を着用し、携帯電話、警笛等を携行する。

イ 誘導その他の行動に当たっては単独行動を避け必ず2人以上で行動し、不審な事

象等を発見した場合は、避難住民及び誘導員の安全を確保した上で、必要に応じ警告・指示を行い又は警察等に通報する。

(8) 住民等に周知する留意事項

ア 爆発音，銃撃音その他の危険な事象が発生又は発生が予測される地点から速やかに離れること。

また、不審な事象又は不審者を発見した場合は、直ちに消防，警察等に通報すること。

イ 防災行政無線，テレビ，ラジオ等の情報を確認し，流言飛語に惑わされることなく，誘導員等の指示に従い落ち着いて行動すること。

ウ 避難開始までの待機又は一時避難場所への移動に際し，努めて隣近所一緒に行動すること。

エ 要配慮者については，一般の住民より避難に時間を要することから，特に迅速な伝達を心がけ，避難時は避難支援プランを活用して支援する。

オ 避難時の携行品は，貴重品，最小限の着替え，日用品及び乳幼児の食品等，必要最小限の物を入れたリュック等を1人1個とし，金銭，貴重品及びパスポート運転免許所等の身分証明書は必ず携行すること。

カ 避難の際は，電気，ガス，水道の元栓を閉め，戸締りを確実に実施すること。

キ 区長，消防団及び民生委員等は，住民等の避難の誘導及び避難住民の確認等について，協力して実施する。

ク 避難対象地区以外の地区の住民は，努めて外出を控え，避難のための交通の確保に協力するとともに，家族との連絡を確保しておくこと。

(9) 安全の確保

ア 避難誘導にあたる職員及び消防職員等は，警察又は国民保護のため派遣される自衛隊とともに派遣する。

イ 避難の開始は，警察・自衛隊が誘導のための展開を終了した後とする。

3 対策本部各部及び消防本部等の役割

(1) 和泊町国民保護計画による。

(2) 上記以外の特別の役割を付与する場合は，その役割を明記

4 連絡・調整先

避難実施要領共通モデルに準ずる。

- 5 避難住民の受入れ，救援活動の支援
避難実施要領共通モデルに準ずる。（要避難地域の避難施設や救護所を記載）

着上陸侵攻に対する避難実施要領

和 泊 町 長

〇月〇〇日現在

1 事態の状況，避難の必要性

(1) 避難を必要とする事態の状況

ア 発生日時

令和〇年〇月〇日午前・午後〇時〇分

イ 発生場所

〇〇地区

ウ 事態の状況等

- ・ 特殊部隊の攻撃，航空攻撃等及び侵攻部隊・輸送艦船の集結等の着上陸侵攻準備の顕在化

(2) 避難に関する関係機関の措置等

ア 国は，X国による県島嶼部における着上陸侵攻の可能性が極めて高いと判断し，県内離島全域の住民を避難させる必要があるとして，鹿児島県知事に当該地域の住民の避難措置を指示した。

イ 県の措置

鹿児島県知事は，〇日〇〇時，県内離島全域の住民に対し，避難を指示した。

2 避難誘導の方法

(1) 町は，県内離島全域の避難指示に基づき，全住民及び滞在者等について，明日〇時避難開始し，県からの割当てを受けたバス，航空機及び船舶等をもって，約1週間を目途に県本土への避難を完了する。

この際，児童・生徒及び要配慮者等の避難を優先するとともに，状況により，県外の市町村へ一時避難を実施する。

(2) 町の体制

ア 国民保護対策本部の設置

本日〇時，町長を本部長とする国民保護対策本部を役場内に設置した。

イ 災害対処等の準備

ミサイルや航空攻撃による被害が発生した場合の避難，救護及び災害対処のための準備態勢を並行して整えた。

ウ 職員の現地派遣

県本土への避難出発地となる避難集合場所へ避難者の確認及び誘導のための職員等を派遣する。

エ 避難先連絡所の設置

明日午後〇時以降，県及び鹿児島市の支援を受け，避難先連絡事務所を鹿児島市〇〇会館（住所：〇〇）に設置する。

(3) 避難の優先区分及び人員数

- ア 幼児・児童（小学3年以下）及び保護者1名並びに介護施設等入居者及び付添者
幼児：〇〇名（保護者〇〇名）
児童：〇〇名（保護者〇〇名）
入院患者：〇〇名（付添者〇〇名）
介護施設等入所者：〇〇名（付添者〇〇名）
合計〇〇〇名
- イ 学童・生徒（小学4年～中学3年生）及び引率教諭（学年単位1名）
学童・生徒：〇〇名（引率教諭〇〇名）
合計〇〇〇名
- ウ 要配慮者には介護者1名
要配慮者：〇〇名（介護者〇〇名）
合計〇〇〇名
- エ 一時滞在者
合計〇〇〇名
- オ 一般住民
合計〇〇〇名
- カ 職務指定者
合計〇〇〇名

(4) 避難者リストの作成

- ア 各区長，小中学校長及び介護施設等管理者は，前項優先順位区分ごとの避難者リストを作成し，本日午前〇時まで提出。
- イ 宿泊施設管理者は，本日午前〇時現在の宿泊者についての避難リストを作成し，明日午前〇時まで提出。
なお，その他の滞在者は，直接，対策本部に届け出るものとする。

(5) 避難要領

- ア 避難の単位
避難は，避難の優先順位区分ごとに，各集落，学校及び各介護施設等の単位で実施する。
- イ 避難輸送割当て
町の地域防災計画に準ずる。
- ウ 避難集合場所への移動
港湾，空港までのチャーターバスの発着場となる公民館，各小中学校への移動は，要配慮者等の特に指定を受けた者を除き，徒歩による移動する。

エ 避難者の確認

避難集合場所の公民館においては区長、消防団員等が、港湾、空港においては職員が、避難者リストに基づき避難者を確認する。

オ 県外の市町村への一時的な避難

県外の市町村への一時的な避難を必要とする場合の避難については、各輸送機関等のバス、航空機及び船舶等を一括運用して、安全な地域への搬送を実施するものとするが、細部については当時の状況により、別途計画する。

(6) 避難要領の通知・伝達

ア 避難要領の通知

各集落、小中学校、介護施設単位に、避難日の前日午後6時までに、区長、消防団長に避難輸送割当を通知する。

イ 住民への伝達

防災行政無線及び広報車等により逐次情報を伝達するとともに、区長、消防団長等を通じ、避難輸送割当てを通知する。

(7) 避難の完了

ア 区長、消防団等は、避難の完了した家には確認容易な場所に避難完了マークを張付ける。

イ 避難に応じない者に対しては、警察に要請し、又は町長の権限により避難を指示する。

(8) 避難完了地区の警備

避難を完了した地区については、必要に応じ、警察に要請し、警備を強化する。

3 対策本部各部及び消防本部等の役割

(1) 和泊町国民保護計画による。

(2) 上記以外の特別の役割を付与する場合は、その役割を明記

4 連絡・調整先

避難実施要領共通モデルに準ずる。

5 避難住民の受入れ、救援活動の支援

(1) 救援活動

避難所における食料その他の生活必需品及び医療等については、県及び避難先市町村の支援を受ける。

(2) 大隅地方への避難後、知人宅その他に避難する者は、鹿屋連絡所又は避難所管理者に届け出た後、移動する。

※ その他は、避難実施要領共通モデルに準ずる。

共通的留意事項

NBC攻撃が使用された場合の留意事項

1 核兵器

(1) 核兵器の特性

- ・ 核兵器を用いた攻撃による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物（灰等）や初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する残留放射線によって生ずる。
- ・ ダーティボムは、爆弾と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比較して小規模であるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらす。
- ・ 放射性物質又は放射線の存在は五感では感知できない。
- ・ 原因となる放射性物質や放射線種の特特定が困難である。

(2) 住民の避難要領

- ア 熱線・爆風等による直接の被害を受ける地域については、攻撃当初は爆心地周辺から直ちに離れ、近くの堅牢な建物に避難し、一定時間経過後、放射線の影響を受けない安全な地域に避難する。
- イ 核攻撃に伴う熱線・熱風等による直接の被害を受けないものの、放射性降下物の影響を受けるおそれのある地域については、放射線の影響を受けない安全な地域へ避難する。
- ウ 避難にあたっては、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護し、手袋、帽子、雨ガッパ等を着用して、風下を避け極力風向きと垂直方向に避難する。
- エ 木造家屋内に所在する者は、外部被ばくの低減効果及び内部被ばくの防止効果も踏まえ、状況により、放射線の遮蔽効果が大きいコンクリート建物への退避を検討する。
- オ ダーティボムによる攻撃の場合は、武力攻撃が行われた場所から直ちに離れ、できるだけ近傍のコンクリート建物等に避難する。

(3) 避難誘導に際しての留意点

- ア 核による被害が起きた場合は、周辺住民等が過度に不安を抱くおそれがあるため、被ばく線量や放射線による身体への影響等について、分かりやすく情報提供できるよう、平素から情報を整理しておく。
- イ ミサイル等による攻撃の場合、当初は、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅牢な施設への避難を指示される。
- ウ 核攻撃に伴う熱線・爆風等による直接の被害を受ける地域については、攻撃当初

の段階は爆心地周辺から直ちに離れ、近傍のコンクリート造り等の堅牢な施設等へ避難するよう誘導し、熱線・熱風等による直接の被害を受けないものの、放射性降下物の影響をうけるおそれのある地域については、放射線の影響を受けない安全な地域へ避難するよう誘導する。

エ 避難誘導は、風下を避けて風向きとなるべく垂直方向に避難させるとともに、手袋、帽子、雨ガッパ等を着用させる。

オ 避難住民に対しては、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護することや汚染された疑いのある水や食物の摂取を避けるよう指示するとともに、放射性ヨウ素による体内汚染が予想される場合は、安定ヨウ素剤の服用を指示し、内部被ばくの低減に努める。

カ 国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被害情報を直ちに報告する。

キ 汚染地域への立入制限を確実にを行い、避難の誘導や医療にあたる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を適切に実施する。

ク 必要な資器材

防護マスク、線量計・線量率計、放射線防護服、手袋、ブーツ、ゴーグル

(4) 医療

- ・ 県からの要請に応じ、救護班の編成と被ばく線量計による管理を行うなど所要の防護措置を講じた上で緊急被ばく医療活動の実施を補助する。
- ・ 内閣総理大臣から緊急被ばく医療派遣チームが派遣された場合、その指導のもと、トリアージや汚染、被ばくの程度に応じた医療の実施を補助する。

(5) その他の措置

- ・ 核攻撃等による被害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被害情報を直ちに報告する。
- ・ 汚染地域への立入制限を確実にを行い、避難の誘導や医療にあたる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を適切に実施する。

2 生物兵器等

(1) 生物兵器の特性

- ・ 人に知られることなく散布することが可能である。
- ・ 生物兵器が使用されたと判明したときには、感染者が移動することにより、二次的な感染を引き起こし、広範囲に多数の感染者が発生するおそれがある。
- ・ 生物兵器としては、一般的に、天然痘、炭疽菌、ペスト等があげられている。

(2) 住民の避難要領

生物剤による攻撃が行われた場合又はそのおそれがある場合は、武力攻撃が行われた場所又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は感染のおそれのない安全な地域に避難する。

(3) 避難誘導に際しての留意点

ア 化学剤による攻撃が行われた場合又はそのおそれがある場合は、武力攻撃が行われた場合又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気からの密封性の高い屋内の部屋又は感染のおそれのない安全な地域に避難するよう誘導する。

イ ミサイル等による攻撃の場合、当初はできるだけ近傍のコンクリート造り等の堅牢な施設等への避難を指示される。

その後、着弾後に被害状況を把握した上で、事態の推移や弾頭の種類に応じて、他の安全な地域への避難を指示される。この際、化学剤は、一般的に空気より重いため、可能な限り高所に避難させる。

ウ 措置にあたる職員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被害者の救助及び除染等に資する情報収集を行う。

エ 必要な敷材

ガスマスク、ガス検知器、化学防護服

(4) 医療

- ・ 県からの協力要請に応じ、救護班の編成や医療活動の実施を補助する。

(5) その他の措置

- ・ 措置にあたる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被害者の救助及び除染等に資する情報収集を行う。
- ・ 化学剤は、そのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、当該地域から原因物質を取り除くことに留意する。

3 N B C 対処の共通措置

(1) 退避の指示等

N B C 攻撃が行われた場合、被害現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して避難が指示され、必要に応じ町長は退避を指示する。

(2) 警戒区域の設定

N B C 攻撃による汚染の拡大を防止するため必要があると認めるときは、警戒区域

の設定を行う。軽火器区域の範囲は、風向・風速等の気象条件や汚染物質の特性等を考慮して決定する。

(3) 被害者の救助

消防は、職員の安全を図るための措置を講じた上で、関係機関とともに、原因物質の特定、被害者の救助のための活動を行う。

この際、被害者の情報や必要となる物的・人的資源について、避難住民や消防等からの情報灘を集約して、国及び県に対して迅速な支援要請を行う。

また、精神科医等の専門家の協力を得て、被害者の心のケアに努める。

(4) 汚染による被害の防止

- ・ 放射線降下物等による汚染された農作物等による健康被害を防止するため、汚染食料品の流通や摂取が行われないよう、住民に注意を呼びかける。
- ・ 生活用水が汚染された場合には、給水の制限等の措置を講ずる。

(5) 町長の権限

汚染の拡大を防止するため、知事の要請に基づき、次の権限を行使する。

- ・ 食料品、衣類、寝具その他の物件の占有者に対する、移動の制限又は禁止、給水の制限又は禁止の命令。
- ・ 生活の用に供する水の管理に対する、使用の制限又は禁止、給水の制限又は禁止の命令。
- ・ 食料品、衣類、寝具その他の物件の廃棄。
- ・ 建物への立入り制限又は禁止、建物の閉鎖。
- ・ 交通の制限、交通の遮断。

夜間における留意事項

1 全般

夜間において、夜闇に対する恐怖心、行動の制約及び指示伝達や統制の困難性等があることから、避難はつとめて昼間に行うことが望ましいが、夜間に避難する場合は、その特性に十分配慮して実施する。

2 住民の避難要領

防災行政無線及びラジオ、テレビ等で事態の状況や避難の指示等に関する情報を確実に把握し、流言飛語に惑わされないよう落ち着いて行動する。

この際、つとめて隣近所一緒に避難する。

3 避難誘導に際しての留意点

(1) 夜間の避難においては、夜闇に対する恐怖心や行動の制約を生じやすいことから、ゲリラ等による攻撃のおそれがある場合を除いては、避難集合場所及び集合場所までの経路への照明の設置及び誘導員の増加配置等、避難住民の不安の軽減を図るとともに、避難の準備や避難のための時間にできるだけ十分な余裕を持って計画する。

(2) 要配慮者等の避難に特に配慮するとともに、避難に応じない住民や避難の漏れがないよう確認する。

この際、自主防災組織の積極的な協力を得るよう努める。